

(運営要領 (案) 4 の (2))

## 決算特別委員会 総括的質疑質問について

## 4 (2) 総括的質疑質問

- ア 質疑質問は交渉会派が行うものとし、その人数は各会派それぞれ 1 人とする。
- イ 質疑質問をしようとする委員は、総括的質疑質問日の前日正午 (特に事情があるときは、委員長が委員会に諮って定める時) までに発言通告書を委員長に提出するものとする。この場合における期間の計算については、休日を除くものとする。
- ウ 質疑質問の順序は、多数会派の順とする。
- エ 関連質問は、質疑質問が交渉会派を代表して行われるという性格上、行わないものとする。
- オ 委員の発言は、発言席において質問項目および答弁者ごとを単位とする一問一答方式で行うものとし、発言時間は、答弁を除いて 1 人当たり 25 分以内とする。

## 質疑質問の進め方

- ① 質問に当たっては、答弁者を指名してから発言する。
- ② 中央の発言席、答弁席にそれぞれ立って、交互に質問と答弁をする。
- ③ 答弁者が答弁中は、発言者席に戻って聴取し、その後は、委員長の発言許可を得てから、発言席において発言する。(発言終了後は、その都度、一旦発言者席に戻る。)
- ④ 委員の発言は、各答弁者ごとに裏面の「質問・答弁進行例」のような形で進める。

【質問・答弁進行例】

(委員)・発言許可

・質問者発言席へ

「〇〇会派を代表して総括的質疑質問をします。

最初に、知事にお伺いします。」

(質問)

・質問者発言者席へ

(知事)・発言許可

・知事答弁席へ

(答弁)

・知事自席へ

(委員)・発言許可

・質問者発言席へ

「次に、A部長にお伺いします。」

(質問)

・質問者発言者席へ

(以下、繰り返し)

(委員)「以上をもって〇〇会派を代表しての総括的質疑質問を終了します。」

【総括的質疑質問の配置図 (平成24年度の例)】

